

県立上尾かしの木特別支援学校 施設開放事業について

<はじめに>

本校は、知的障害を持つ6歳から18歳までの子供が通う特別支援学校です。

そのため、勤務している教職員は常にそうした子供たちの活動を想定し、気を配っています。利用に関しては、はっきり申し上げてうるさく指摘、注意を行います。本校の教育活動に協力していただけない団体様の利用は固くお断りしています。

ここまでやらずにちゃいけないの？ということまで気を配っていただきます。予めご了承ください。

<利用の手続きの概要>

本校の施設利用は予約制です。

利用申請の前にまず、利用団体登録手続き、審査を済ませる必要があります。

利用登録手続きには、平日の日中に窓口に来ていただく面談と、登録申請書、利用者名簿等の書類提出が必要です。団体利用(5名以上が登録条件)のみです。個人利用は受け付けていません。

予約方法は、月ごとの申請とし、一か月前に利用の許可・不許可をお知らせします。

例えば、11月の利用予約申請であれば、9月半ばごろを申請期限に、9月下旬から10月月初までに結果をお知らせしています。

その後の予約のリトライ、再調整は一切受け付けません。

また、本校の部活動、学校行事、埼玉県の実業(障害者スポーツ)を最優先させていただきます。

<利用にあたっての手続き>

①管理指導日誌の提出が絶対

利用許可を受けた日については、実際の利用の有無に関わらず、利用日誌(管理指導日誌)の提出が義務付けられています。

②鍵の事前貸出、翌日の返却も絶対

体育館、かしの木会館、どんぐりホールについては、事前に学校窓口でカギの受領、および利用後は窓口で鍵の返却をしていただきます。

平日夜間の利用は、当日の朝 8 時 45 分～午後 4 時 45 分までに窓口で鍵を受領してください。

土日祝日の利用は、前日の朝 8 時 45 分～午後 4 時 45 分までに窓口で鍵を受領してください。

返却は、必ず翌課業日(月曜日、月祝の場合は火曜日)の同時間帯に窓口で行っていただきます。

<各施設について>

①共通

利用時間の枠は、午前(8時～12時)、午後(13時～17時)、夜間(18時～21時)

ただしグラウンドは午前、午後のみです。原状回復、ごみの持ち帰りの徹底をお願いしています。

②グラウンド

A面、B面に分けて開放しています。山砂です。スパイクは禁止としています(スパイク痕を消してくれない団体様が多いため)。原状回復、グラウンド整備の徹底。隣接する畑、プール棟、遊具場への進入は禁止しています。利用料は無料です。学校の石灰

は使用を禁止しています。ラインを引く場合には団体でご用意の上、利用後はラインを消してください(ラインカーは使用可能です)。

③体育館

A面、B面に分けて開放しています。原則として体育館競技のみとしています。使用できる用具は、バレーボール用の支柱とネット、備え付けのバスケットゴールです。その他、学校の備品はすべて使用禁止とします。厳守してください。

冷暖房はありません。体育館用具庫にある大型扇風機も、利用を許可していません。原状回復、モップ掛けの徹底。体育館内での食事は禁止します。トイレは体育館の中にあります。

利用時間に応じて照明料を徴収します。片面1時間当たり335円(AB両面利用の場合は1時間当たり670円)。月締めとし、代表者宅あてに納付書を郵送しますので、記載された期限までに支払いをしていただきます。

④かしの木会館

学習文化施設として開放しています。上尾東高校時代の食堂フロアで、運動はできません。トイレは建物の中にあります。

冷暖房はありますが、1時間当たり1340円徴収します。また照明料も1時間当たり170円徴収します。

⑤どんぐりホール

学習文化施設扱いです。どんぐりホールは上尾東高校時代の武道場で、現在、空手、剣道などで利用している団体さんがいます。

1Fと2Fに分けて開放しています。照明料として1時間当たり170円を徴収します。

冷暖房はありません。トイレは、グラウンドにある屋外トイレを利用させていただきます
(遠いです)。